

前橋市手数料条例新旧対照表

改正案			現行		
別表第1(第2条関係)			別表第1(第2条関係)		
事務	手数料 (1件につき)	件数の区分	事務	手数料 (1件につき)	件数の区分
省略			省略		
住民票又は除票に関する証明	350円	1世帯又は1人をもって1件とする。	住民票又は戸籍の附票に関する証明	350円	1世帯又は1戸籍をもって1件とする。
戸籍の附票又は戸籍の附票の除票に関する証明	350円	1戸籍をもって1件とする。	印鑑に関する証明	省略	
印鑑に関する証明	省略		省略		
省略			住民票又は戸籍の附票の写しの交付		
住民票又は除票の写しの交付	350円	1世帯又は1人をもって1件とする。	印鑑登録証の交付	省略	
戸籍の附票又は戸籍の附票の除票の写しの交付	350円	1戸籍をもって1件とする。	個人番号の通知カードの再交付	500円	
印鑑登録証の交付	省略		個人番号カードの再交付	省略	
個人番号カードの再交付	省略		省略		
省略			備考 省略		
備考 省略			備考 省略		
別表第2(第2条関係)			別表第2(第2条関係)		
事務	金額		事務	金額	
1~2	省略		1~2	省略	
3 消防法第11条第1項前段の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に対する審査	(1) 省略 (2) 貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査次に掲げる貯蔵所の区分に応じた額 ア~エ 省略 オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じた額 (ア)~(イ) 省略 (ウ) 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 159万円 (エ) 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 195万円 (オ) 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 227万円 (カ)~(ク) 省略 カ~シ 省略 (3) 省略		3 消防法第11条第1項前段の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に対する審査	(1) 省略 (2) 貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査次に掲げる貯蔵所の区分に応じた額 ア~エ 省略 オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じた額 (ア)~(イ) 省略 (ウ) 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 158万円 (エ) 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 194万円 (オ) 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 226万円 (カ)~(ク) 省略 カ~シ 省略 (3) 省略	
4~10	省略		4~10	省略	
備考 省略			備考 省略		